

## 豊橋市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和2年7月21日

豊橋市監査委員	杉浦康夫
同	朝倉茂
同	尾林伸治
同	近藤修司

### 第1 監査の請求

令和2年5月22日付けて、次のとおり監査の請求があった。

#### 豊橋市職員措置請求書

##### 1 請求の趣旨

(1) A組合が豊橋市から受託した浄化槽清掃の内、平成31年4月ないし令和2年3月実施分につき、受託に係る汲取りを完遂していないにもかかわらず、内容虚偽の報告書を豊橋市に提出してこれを完遂したように装い、委託金を受領しているため、必要な措置を講じるよう豊橋市に対して勧告することを求めるものである。

(2) 本件請求において、浄化槽清掃とは、浄化槽汚泥及びし尿を汲み取り、これを処理施設へ運搬する業務を指す。

平成31年度（令和元年度）、豊橋市では、B社を含む一般廃棄物収集運搬業の許可業者9社が、豊橋市の施設や家庭などの浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬を行い、豊橋市バイオマス利活用センターにおいて処理している。多くの許可業者は、A組合（以下「組合」という。）に加入している。組合は、組合員のためにする一般廃棄物の収集・運搬の共同受注等を目的としており、B社の代表取締役が組合の代表理事を兼務している。

豊橋市が平成31年度（令和元年度）に委託した浄化槽清掃業務として、別紙「平成31年度（令和元年度）豊橋市浄化槽清掃業務委託一覧表」記載のものがある。

(3) 組合が受託した浄化槽清掃は、次のようにして実施されていると考えられる。

- ・ 組合は、受託した浄化槽清掃を組合に加入する許可業者に配点する。
- ・ 配点先業者は、配点された浄化槽清掃を実施し、組合に報告する。
- ・ 組合は、当該業務担当部署に、浄化槽清掃実施状況報告書を提出する。
- ・ 豊橋市は、組合に委託金を支払う。
- ・ 組合は、配点先業者に、委託金の全部又は一部に相当する金員を支払う。

- (4) 組合が受託した浄化槽清掃の内容、受託に係る汲取りを完遂していないこと、内容虚偽の報告書を豊橋市に提出したこと及び豊橋市から委託金を受領したことの証拠資料について、言及する。

組合が受託した浄化槽清掃の内容は、業務名、業務場所及び汲み取るべき量等により特定され、当該業務担当部署が作成する仕様書に記載がなされる。

- ① 浄化槽清掃許可業者は、浄化槽清掃に使用する衛生車両（バキュームカー）を豊橋市に登録し、日々、各衛生車両について汲み取った量を記載した日報、又は各衛生車両の汲取量を集計し一日の合計量を記載した日報を作成している。
- ② 豊橋市バイオマス利活用センターは、登録車両が同センターに搬入すると、搬入年月日、衛生車両の登録番号、搬入量、業者名等の記載された搬入伝票を発行している。
- ③ 浄化槽清掃許可業者は、毎月1回、豊橋市役所廃棄物対策課に、清掃実施日、浄化槽管理者、浄化槽所在地、汲取量等を記載した前月分の月間報告書を提出している。
- ④ B社が作成した①の文書と③の文書を対照することにより、本来汲み取るべきであった量③に対し実際に汲み取った量①が明らかとなり、受託に係る汲取りを完遂していないことが証明できる。

B社が①の文書を保存していない場合は、これに代えて②の文書の搬入量を合計した値と③の文書を対照することで証明することができる。

B社が②の文書を保存していなくても、そのデータが豊橋市バイオマス利活用センターに保存されていると考えられる。

- (5) 浄化槽清掃の受託者である組合は、受託業務実施後、当該業務担当部署に、豊橋市浄化槽法施行細則第6条に基づき浄化槽清掃実施状況報告書を提出している。

組合が提出した報告書に記載された汲取量と前記に記載の実際にB社が汲み取った量を対照することにより、当該清掃実施状況報告書が内容虚偽の報告書であることを証明できる。

- (6) 浄化槽清掃の受託者（組合）は、豊橋市との間で、委託金額等が記載された業務委託契約書を取り交わすのが通常である。

委託金は、前記浄化槽清掃実施状況報告書提出後、1か月程度で、豊橋市から受託者（組合）に振り込まれる。

## 2 求める措置

豊橋市がとりうる措置として、次のものが考えられる（ただし、勧告する措置の内容を限定する趣旨ではなく、例示である。）。

- (1) 清掃業務受託者、実施者、役員に対する請求

- ① 組合及びB社に対する不法行為に基づく損害賠償請求並びに組合に対する業務委託契約に基づく損害賠償請求ないし不当利得返還請求をすることが考えられる。
- ② また、組合及びB社の各代表者その他の役員に対する損害賠償請求をすることも考えられる。

(2) 保守点検業務受託者に対する請求

浄化槽清掃業務委託に係る各浄化槽について、豊橋市は、浄化槽保守点検業登録事業者に対し、保守点検業務を委託している。組合が汲取りを完遂していないものについて、保守点検業登録事業者が保守点検業務を怠りこれを看過しているのであれば、同事業者に関しても(1)と同様の請求をすることが考えられる。

3 請求人

住所、氏名省略

4 事実を証する書面

なし

5 別紙

平成 31 年度（令和元年度）豊橋市浄化槽清掃業務委託一覧表

業務名	業務場所
南部環境センター合併浄化槽清掃業務委託	南部環境センター
消防団器具庫・詰所浄化槽清掃委託業務	賀茂分団第二部ほか [計 11 か所]
し尿浄化槽清掃業務	豊橋市牛川町地内(牛川小学校)以下 4 施設
市立中学校浄化槽清掃業務	市立高師台中学校ほか [計 5 校 13 槽]
市立小学校浄化槽清掃業務	市立大崎小学校ほか [計 10 校 26 槽]
視聴覚教育センター・地下資源館浄化槽清掃業務	視聴覚教育センター
	地下資源館
市民ふれあいの森浄化槽清掃業務	豊橋市石巻西川町地内
飯村墓地浄化槽清掃業務	豊橋市営飯村墓地 [計 2 槽]
浄化槽清掃業務	ポートインフォメーションセンター [2 槽]
排水機場し尿浄化槽清掃委託業務	豊橋市神野新田町地内ほか、(二回排水機場ほか 19 機場)
海岸トイレし尿浄化槽清掃委託業務	豊橋市伊古部町地内ほか [計 3 か所]
豊橋市土木維持事務所清掃委託業務	豊橋市土木維持事務所
	豊橋市土木維持事務所東部出張所
少年自然の家・野外教育センター浄化槽清掃業務	野外教育センター
	少年自然の家 [2 槽]
西川老人憩の家し尿浄化槽清掃業務	西川老人憩の家
津波防災センター浄化槽清掃委託業務	豊橋市三郷地区津波防災センター
	豊橋市天津地区津波防災センター
公衆便所浄化槽清掃委託業務	豊橋市多米町地内多米峠駐車場便所他 6 か所
市立家政高等専修学校合併処理浄化槽清掃業務	市立家政高等専修学校 [計 2 槽]

浄化槽清掃業務委託	道の駅「とよはし」内地域振興施設[計 3 槽]
観光便所し尿汲取業務	西赤沢海岸公衆便所以下 12 か所
浄化槽清掃業務	清洲河川敷広場ほか [計 17 公園 29 箇所]
[浄化槽清掃]	資源リサイクルセンター
	プラスチックリサイクルセンター

## 第2 請求書の補正

本件請求書について、住民監査請求の要件を備えているかを判断するにあたって不明な点があったため、令和2年5月27日付けで文書により請求人に対し生活の本拠を証明する資料及び事実証明書の提出並びに請求対象及び求める措置の特定に関する補正を求めたところ、同月29日に請求人から「補正書」が提出された。

### 1 請求人の住民要件について

請求人は豊橋市に住民登録がないが、「補正書」により提出された次の資料により、豊橋市に生活の本拠があるものと認め、請求権者として認めた。

- ・請求書に記載されている豊橋市の住所が請求人の所有する建物であることを示す登記情報
- ・豊橋市の住所に係る電気及び水道の直近4か月分の請求人あて「お知らせ」写し
- ・住所登録地の住所に係る建物が請求人の所有でないことを示す登記情報
- ・住所登録地の建物の所有者あての電気及び水道の直近4か月分の「お知らせ」写し

### 2 請求対象の特定について

豊橋市のどの執行機関又は職員による、どのような財務会計上の行為(又は怠る事実)が違法又は不当であるかについては、次のような主張がされた。

(1) 本件住民監査請求は、「財産の管理を怠る事実」を対象とする。

具体的には、豊橋市が組合、B社、保守点検業務受託者(法人)及びこれらの法人の各代表者その他の役員に対して有する、補正書別紙記載の各委託業務に係る各損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象とする。

(2) 各損害賠償請求権の主体は豊橋市であり、その行使を怠っているのは豊橋市長と考えられる。

(3) 東京地方裁判所平成3年3月27日判決が「監査請求において必要とされる財務会計上の行為あるいは怠る事実の違法性あるいは不当性に関する主張は、監査請求の全体の趣旨からみて、当該財務会計上の行為あるいは怠る事実が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不適当である旨を指摘すれば足り」と判示していること、最高裁判所平成16年4月23日判決が「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」と判示していることなどから、本件住民監査請求は、各損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象とするものであり、これらの債権の行使又は不行使についての裁量

を認めるべき例外的事情は見当たらないから、その行使を怠ることが行政目的上不適当であることは明らかである。

### 3 事実を証する書面について

本件請求書には事実証明書が添付されていなかったため提出を求めたことについて、次のような反論がされ、反論内容を審査した結果、本件請求書の記載内容から監査請求の対象を特定できると判断し、請求書記載内容を事実の記載とみなした。

- (1) 京都地方裁判所昭和63年11月9日判決などからも、事実証明書の添付がなくても、監査委員が住民監査請求の対象を特定し、濫用を防止できるなど同証明書の添付を必要としない特段の事情がある場合には、同証明書の添付がないことを理由に当該請求を不合法とすることは相当でない。
- (2) 豊橋市が損害賠償請求権の行使を怠っていることは明らかであり、損害賠償請求権発生根拠事実は、豊橋市が保有する文書又は豊橋市長等が管理する豊橋市バイオマス利活用センターに保存されているデータによって証明できるものであり、事実証明書の添付を必要としない特段の事情があるといえる。
- (3) 念のため、陳述の前までに事実証明書を提出する予定である。

なお、前記3(3)の「事実証明書」として令和2年6月9日付けで次の書面が提出された。

- ・ 告発状写し
- ・ 証拠保全申立書写し
- ・ 東愛知新聞掲載記事写し
- ・ 中日新聞掲載記事写し

### 4 求める措置の特定について

豊橋市の執行機関に対し求める措置について、本件請求書では例示であったため特定を求めたところ、次のような反論がされた。

- (1) 最高裁判所平成10年7月3日判決が「監査請求をする際、監査の対象である財務会計上の行為又は怠る事実を特定して、必要な措置を講ずべきことを請求すれば足り、措置の内容及び相手方を具体的に明示することは必須ではなく」と判示していることなどから、措置を特定することを求める補正要請には理由がない。

ただし、「豊橋市がとりうる措置」を次のとおり訂正する。

- (2) 豊橋市がとりうる措置として次のものが考えられる（ただし、勧告する措置の内容を限定する趣旨ではなく、例示である。）。

#### ① 組合、B社及び両法人の役員に対する損害賠償請求

- ・ 組合及びB社に対する不法行為に基づく損害賠償請求並びに組合に対する業務委託契約に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。
- ・ 組合及びB社の各代表者その他の役員に対する損害賠償請求をすることも考えられる。
- ・ 前記の各損害賠償請求の金額は、補正書別紙記載の損害額及びこれに対する遅延損

害金とすべきである。この金額（損害額）の算定根拠は補正書別紙の下部に記載したとおりである。

② C社、D社、その他の保守点検業務受託者（法人）及びこれらの法人の役員に対する損害賠償請求

- ・ 補正書記載の各浄化槽について、豊橋市は、C社、D社、その他の保守点検業務受託者（法人）に保守点検業務を委託している。各浄化槽のうち組合が汲取りを完遂していないものについて、これらの法人が保守点検業務を怠りこれを看過しているのであれば、これら法人及び各代表者その他の役員に対しても①と同様の損害賠償請求をすることが考えられる。
- ・ この場合の損害賠償請求の金額も、補正書別紙記載の損害額及びこれに対する遅延損害金とすべきである。なぜなら、豊橋市は、保守点検業務受託者による保守点検業務懈怠がなければ浄化槽清掃の再委託を余儀なくされることはなかったのであり、保守点検業務懈怠と浄化槽清掃の再委託金の負担との間には相当因果関係が認められるからである。

5 対象業務について

本補正書において、本件請求書別紙「平成 31 年度（令和元年度）豊橋市浄化槽清掃業務委託一覧表」に以下の内容が追加された。

- ・ 汲み取るべき量（ $\text{m}^3$ ）
- ・ 清掃業務受託者
- ・ 保守点検業務受託者
- ・ 損害額（円）

なお、清掃業務受託者はすべて組合であり、保守点検業者については5件を「不明」としている。

損害額は、「汲み取るべき量（ $\text{m}^3$ ）×1万5000円」で算出されている。

### 第3 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

2 豊監査第10-8号  
令和2年7月21日

請求人 あて

豊橋市監査委員	杉	浦	康	夫
同	朝	倉		茂
同	尾	林	伸	治
同	近	藤	修	司

#### 豊橋市職員措置請求について（通知）

令和2年5月22日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

#### 記

##### 1 請求の受理

本請求は、令和2年6月8日に受理した。

##### 2 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、豊橋市当局から提出された書類についての調査及び関係職員からの事情聴取により実施した。

##### (1) 監査対象事項

豊橋市職員措置請求書、補正書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の趣旨を次のように解して監査を実施した。

本件請求において特定されている、A組合（以下「組合」という。）が受託した浄化槽清掃業務委託契約及びし尿汲取り業務委託契約20件について、豊橋市長が組合及び組合に加入するB社並びに組合及びB社の各代表者その他の役員に対する、「受託業務を完遂していないにもかかわらず、内容虚偽の報告書を豊橋市に提出してこれを完遂したように装い、委託金を受領するという不法行為」による損害の賠償請求を怠っている事実の有無を監査の対象とした。

なお、請求人は、浄化槽清掃業務が完遂されていないものについて、浄化槽保守点検業者がこれを看過しなければ、浄化槽清掃業務の再委託を余儀なくされることはなかったのだから、浄化槽保守点検業者及びその役員に対しても損害賠償請求をすることができると主

張しているが、浄化槽の保守点検は、浄化槽の機能を維持するために、各装置の異常や故障の発見、修理、消毒薬の補充、法定回数以上の清掃の必要性の判断などを行うものであって、清掃作業の不備を調査・指摘することまで義務付けられているとはいえないこと、また、監査対象とした浄化槽清掃業務委託契約において再委託（下請のことではなく、受託者以外の者と改めて契約したこと。）を行った事実がそもそもなかったことから、浄化槽保守点検業者及びその役員に対する損害の賠償請求を怠っている事実の有無については監査の対象外とした。

また、道の駅「とよはし」に設置された浄化槽の清掃業務委託契約については指定管理者が発注したものであり、豊橋市の執行機関による財務会計上の行為とは認められないので監査の対象外とした。

## (2) 監査対象部局

防災危機管理課、文化・スポーツ部、福祉部、環境部、産業部、建設部、都市計画部、消防本部、教育委員会教育部

## (3) 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき令和2年6月19日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、以下の新たな証拠が提出され、補足説明がされた。

### ア 新たに提出された証拠

- ・2019年度の特定の日にB社が現場に赴いた際に撮影した次の動画①から④までと、これらの動画に記録されている音声を書面に書き起こした反訳書①から④まで
- ①衛生車両3台が現場近くを通過して現場に入っていく時刻を明らかにするもの
- ②衛生車両3台が現場を出て、現場近くを通過した時刻を明らかにするもの
- ③同日、再度衛生車両2台が現場近くを通過して現場に入っていく時刻を明らかにするもの
- ④衛生車両2台のうち1台が現場を出て、現場近くを通過した時刻を明らかにするもの

### イ 補足説明の主な内容

これらの動画は、令和元年9月3日に地下資源館の入口付近で撮影されたものである。

動画①及び②には、午前10時19分頃に現場に入った衛生車両が、約7分後の午前10時26分頃に現場を出たことが記録されているが、この7分間では、浄化槽清掃を行っていないか、あるいは一部しか行っていないと考えられる。

動画③及び④には、午前11時18分頃に再び衛生車両が現場に入り、午前11時35分から36分間に1台が現場を出たことが記録されている。その後の2台目が出ていく場面は撮影できなかったが、この17分間で、浄化槽清掃を行ったか、あるいはかなりの部分は行ったものと考えられる。しかし、当該施設には浄化槽が2槽あり、このような短時間ですべての作業を行うことはできないと考えられるので、受託者が業務を完遂していないことの証拠としてこの動画を提出する。



(4) 事情を聴取した関係職員

令和2年6月19日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取を行った。

- ・環境部長
- ・環境部廃棄物対策課長

※監査にあたっては、廃棄物行政を所管する立場から環境部廃棄物対策課が関係部局に対する調査を行っているため、同課を事情聴取の対象とした。

3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

(結論) 本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 浄化槽清掃業務及びし尿汲取り業務について

浄化槽清掃により引抜いた汚泥や汲取り式の便槽から汲取ったし尿（以下「浄化槽汚泥等」という。）を処理施設へ運搬する業務である。浄化槽汚泥等は一般廃棄物であり、これらの収集又は運搬を業として行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、浄化槽汚泥を引抜く浄化槽清掃業を営もうとする者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

豊橋市では、一般廃棄物収集運搬業の許可及び浄化槽清掃業の許可を受けた9業者が、豊橋市の所管施設、民間事業所、一般家庭などの浄化槽汚泥等の収集・運搬及び浄化槽清掃を行い、豊橋市バイオマス利活用センターにおいて処理している。

イ 組合について

一般廃棄物の収集・運搬の共同受注等を目的に設立された事業協同組合で、前記アの許可業者の多くが加入している。

ウ 浄化槽清掃業務及びし尿汲取り業務の委託契約について

浄化槽法の規定に基づき、浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、毎年1回、浄化槽の清掃をしなければならない。なお、同法に規定する浄化槽清掃業者（以下「浄化槽清掃業者」という。）にこれを委託することができるとされており、豊橋市の所管施設においては、この清掃を浄化槽清掃業者に委託している。

汲取り式便槽のし尿汲取りについても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基

づき、同法に規定する一般廃棄物収集運搬業者に委託し、定期的に汲取りを行っている。

本件請求において監査対象とした業務委託契約は、すべて組合が受託したものである。組合との業務委託契約は、それぞれの豊橋市の施設を所管する課が仕様書を示して締結している。すべての仕様書に、業務名、業務場所、業務期間、業務内容が記載されており、これ以外に浄化槽規格（浄化槽の型式、規模、容量等）、処分見込み量、業務実施報告の方法などを記載したものもある。

委託金額については、浄化槽汚泥等の量を問わずに固定のものと、一定量の浄化槽汚泥等の量に対する単価を定め、これに実際の浄化槽汚泥等の量に応じて変動するものの2種類がある。

#### エ B社が作成した衛生車両ごとに汲取った量を記載した日報

請求人は、「浄化槽清掃許可業者は、日々、各衛生車両について汲み取った量を記載した日報（各車両汲取日報）、又は各衛生車両が汲み取った量を集計し一日の汲取り合計量を記載した日報（合計汲取日報）を作成している」と述べているが、豊橋市として保有していないので、その内容を確認することができなかった。

#### オ 豊橋市バイオマス利活用センターが発行する搬入伝票について

豊橋市バイオマス利活用センターが、衛生車両に対し、浄化槽汚泥等を搬入するたびに発行する書類で、計量番号、年月日、車両区分、車番、ごみ種、総重量、風袋重量、正味重量、料金（現金とカードの内訳を含む）及び業者名が記載されている。

なお、個々の搬入に係るこれらの情報をデータベース化したものが、豊橋市バイオマス利活用センターに保管されている。

#### カ 浄化槽清掃実施状況報告書

請求人は、「受託者である組合は、受託業務実施後、当該業務担当部署に、豊橋市浄化槽法施行細則第6条に基づき浄化槽清掃実施状況報告書（浄化槽清掃実施報告書、完了届等、業務担当部署によって名称が異なる。受託業務に係る浄化槽所在地及び汲取った量の記載があり、清掃実施日が記入される。）を提出している。」と述べているが、豊橋市浄化槽法施行細則（平成11年豊橋市規則第36号。）に基づく浄化槽清掃実施状況報告書とは、浄化槽清掃業者が前月中の浄化槽清掃実施状況について豊橋市長に報告するために、毎月5日までに豊橋市環境部廃棄物対策課に提出する文書（以下「実施状況報告書」という。）であり、受託業務実施後に豊橋市の各担当課に提出する文書は、委託契約に基づく業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）である。

実施状況報告書には、処理業務実績として浄化槽清掃実施状況報告明細書が添付されている。この明細書には、清掃実施日、管理者氏名、管理者住所、浄化槽所在地、浄化槽の型式及び規模、前回清掃年月日、管理技術者名及び豊橋市バイオマス利活用センターにおける汚物の処理量が記載されており、この中には受託業務も含まれている。

また、業務実施報告書には、浄化槽管理者の住所及び氏名、浄化槽の所在地、型式及び規模、前回清掃年月日、清掃実施年月日及び汚物の処理量が記載されている。

このように、両方の文書の記載項目及び記載内容は、管理技術者名を除き、共通したものとなっている。

## (2) 監査委員の判断

### ア 違法又は不当に債権の行使を怠る事実に関する裁判例について

請求人は、受託者が業務を完遂していないにもかかわらず、内容虚偽の報告書を豊橋市に提出してこれを完遂したように装い、委託金を受領するという不法行為について、豊橋市には受託者に対する委託金に係る損害賠償請求権（債権）があり、豊橋市長はその権利を行使することを怠っていると主張しているものと解されるどころ、「違法又は不当に債権の行使を怠る事実」に関しては、最高裁判所の判決において次のように示されている。

(ア) 『地方公共団体が有する債権の管理について定める法第240条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決）』

(イ) 『地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実にあたるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである。（最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決）』

### イ 違法又は不当に債権の行使を怠っているかどうかの判断について

前記アを踏まえ、受託者による不法行為の成立を客観的に認定できる事実があるかどうかについて検討する。

#### (ア) 「日報」、「搬入伝票」及び「実施状況報告書」の対照について

請求人は、事実確認エに記載の日報（以下「日報」という。）又は事実確認オに記載の搬入伝票（以下「搬入伝票」という。）で「実際に汲取った量」が明らかとなり、実施状況報告書で「本来汲取るべき量」が明らかとなるから、日報と実施状況報告書、又は搬入伝票と実施状況報告書を対照することにより、「受託に係る汲取りを完遂していないこと」が証明できると主張しているので、この点について検討する。

##### a 日報から「実際に汲取った量」を明らかにできるかどうかについて

事実確認エに記載のとおり、そもそも豊橋市は日報を保有していないため、判断することができない。

b 搬入伝票から「実際に汲取った量」を明らかにできるかどうかについて

事実確認オに記載のとおり、衛生車両ごと及び搬入ごとの浄化槽汚泥等の搬入量を確認することはできるが、それぞれの浄化槽汚泥等が、いつ、どの浄化槽から収集されたものであるかを確認することができない。その理由について関係職員から「豊橋市バイオマス利活用センターの受入時間が月曜日から金曜日までの午前9時から正午までと午後1時から午後4時までのため、夕方に汲取った分を後日搬入する場合がある」、「1回の搬入分に複数箇所から収集した浄化槽汚泥等が含まれている場合がある」との説明があったが、このことについて特段不合理な点は認められない。

したがって、清掃日ごと及び清掃先ごとに実際に汲取った量を明らかにすることはできない。

c 実施状況報告書から「本来汲取るべき量」を明らかにできるかどうかについて

事実確認カに記載のとおり、業務を実施した結果として清掃日ごと及び清掃先ごとの汲取り量、つまり「実際に汲取った量」が記載された文書であり、「本来汲取るべき量」が記載してあるとはいえない。なお、業務実施報告書についても同様である。

以上から、まず、豊橋市が保有していない「日報」を対照することはできない。また、清掃日ごと及び清掃先ごとの汲取り量が明らかでない「搬入伝票」と、清掃日ごと及び清掃先ごとの汲取り量が記載された「実施状況報告書」及び「業務実施報告書」とでは、突合できる共通項目がないことから、これらの文書を対照しても「受託に係る汲取りを完遂していない」ことを証明することはできない。

(イ) 実施状況報告書の内容が虚偽であるかどうかについて

請求人は、日報又は搬入伝票に記載された汲取り量と、実施状況報告書に記載された処分量を対照することにより、実施状況報告書が内容虚偽の報告書であることを証明できると主張しているが、前記(ア)に記載のとおり、実施状況報告書及び業務実施報告書の内容が虚偽であるかどうかを判断することはできない。

なお、受託者が実際の汲取り量を偽り、過大な量を記載した業務実施報告書を提出した場合、浄化槽汚泥等の量に応じて委託金額が変動する方式の業務委託契約については、支払い金額に影響を与え、豊橋市に損害が生じることとなることから、念のため、監査対象となった業務委託契約のうち、この方式の契約について、虚偽報告がなかったかどうか検証する。

この方式による契約は2件あり、いずれも受託者から業務実施報告書及び業務写真帳の提出を受け、検査を行っている。1件については、作業前後の衛生車両後方のメーターを作業員が指差ししているところを撮影した写真を添付して報告している。もう1件についても、作業後の衛生車両後方のメーターを作業員が指差しするとともに、その横に作業日、作業場所及び汲取り量を記載したボードを並べて撮影した写真を添付して報告している。

2件とも、このように汲取り量を客観的に説明できる形で業務実施報告が行われており、委託料の請求も、この報告量に基づき適切に行われていると認められる。

したがって、業務実施報告書に記載の汲取り量を偽り、虚偽の報告書を提出した事実を確認することはできない。

(ウ) 動画を、受託業務を完遂していないことの証拠として認定できるかどうかについて

請求人は、2(3)請求人の陳述ア及びイに記載のとおり、動画及び反訳書について「短時間ですべての作業を行うことはできないと考えられるため、受託業務を完遂していないことの証拠として提出した」と述べているので、この動画から時間の経過を客観的に確認できるかどうか検討する。

動画は4本の映像に分かれて収録されているが、これらを検証したところ、すべての映像において撮影日時を客観的に特定しうる情報が映り込んでいない。また、4本の映像には連続性がなく、映像間における時間の経過を明らかにすることができない。

したがって、請求人から提出された動画の映像から撮影日時を特定することができず、作業に要した時間を客観的に証明することもできないから、この動画をもって「作業時間が短く受託業務を完遂していない」ことの証拠として認定することは困難である。

以上のとおり、平成31年度（令和元年度）に豊橋市が発注した浄化槽清掃業務及びし尿汲取り業務において、「受託者が業務を完遂していないにもかかわらず、内容虚偽の報告書を豊橋市に提出してこれを完遂したように装い、委託金を受領するという不法行為」があったと認めるに足る客観的な事実を確認することができない。したがって、不法行為による豊橋市の損害は認められず、豊橋市長が損害賠償請求権の行使を怠る事実も認められない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。